

納税通知書の記載の見方

【定額減税額】課税計算明細書右上欄外に記載してあります。

減税控除済額〇〇円 控除外額〇〇円

※ 減税控除済額 〇〇円 : 住民税の定額減税額

※ 控除外額 〇〇円 : 控除しきれない額

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税の課税計算明細書																																							
通知書番号	問合せ番号	備考																																					
所得	営業等・農業	円	雑損・医療	円	課税標準額		市民税		県民税																														
	不動産	円	社保・小規模	円	総所得	千円	円		円																														
	利子	円	生命保険料	円	分離長期	千円	円		円																														
	配当	円	地震保険料	円	分離短期	千円	円		円																														
	給与	円	本人障害	円	山林・株式・	千円	円		円																														
	雑・総譲一	円	扶養障害	円	売却・分離配当	千円	円		円																														
	計	円	寡・ひ・勤	円	税額控除前所得割	円	円		円																														
	分離長期	円	扶養	円	調整控除	円	円		円																														
	分離短期	円	配偶者	円	税額控除	円	円		円																														
	山林・株式・	円	配偶者特別	円	所得割	円	円		円																														
売却・分離配当	円	基礎	円	均等割	円	円		円																															
繰越損失	円	控除計	円	合計	円	円		円																															
森林環境税額	円	年税額(A)	円	給与からの特別徴収税額(B)	円	年金からの特別徴収税額(C)	円	差引普通徴収税額(A)-(B)-(C)	円																														
所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>普通徴収</th> <th>全期</th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>充当又は委託納付額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>充当又は委託納付控除額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										普通徴収	全期	第1期	第2期	第3期	第4期	税額	円	円	円	円	円	充当又は委託納付額	円	円	円	円	円	充当又は委託納付控除額	円	円	円	円	円	納期限					
普通徴収	全期	第1期	第2期	第3期	第4期																																		
税額	円	円	円	円	円																																		
充当又は委託納付額	円	円	円	円	円																																		
充当又は委託納付控除額	円	円	円	円	円																																		
納期限																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年金特別徴収</th> <th>令和6年10月</th> <th>令和6年12月</th> <th>令和7年2月</th> <th>公的年金の種類</th> <th>支払者の名称</th> <th>支払者の法人番号</th> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										年金特別徴収	令和6年10月	令和6年12月	令和7年2月	公的年金の種類	支払者の名称	支払者の法人番号	税額	円	円	円																			
年金特別徴収	令和6年10月	令和6年12月	令和7年2月	公的年金の種類	支払者の名称	支払者の法人番号																																	
税額	円	円	円																																				
<p>あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が下記の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。</p> <p>来年度仮徴収（年金からの差引き）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>令和7年4月</td> <td>令和7年6月</td> <td>令和7年8月</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>公的年金からの特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記の公的年金からその支払者が徴収します。なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した下記の額を、特別徴収の方法によって徴収します。</p> <p>本年度仮徴収（年金からの差引き）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>令和6年4月</td> <td>令和6年6月</td> <td>令和6年8月</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table>										令和7年4月	令和7年6月	令和7年8月	円	円	円	令和6年4月	令和6年6月	令和6年8月	円	円	円																		
令和7年4月	令和7年6月	令和7年8月																																					
円	円	円																																					
令和6年4月	令和6年6月	令和6年8月																																					
円	円	円																																					

【定額減税後の税額】「税額」欄の以下のところに記載してあります。

【例】減税控除済額 10,000円 控除外額 0円の場合

定額減税された市民税および県民税の合計

内訳：市民税分 **6割**（★6,000円） 県民税分 **4割**（★4,000円）

		市民税	県民税
税額控除前所得割	①	150,000	100,000
調整控除	②	1,500	1,000
税額控除	③	18,000	12,000
配当割株式譲渡 所得割額控除額	④	0	0
所得割	⑤	124,500	83,000
均等割	⑥	3,000	1,500
合計	⑦	127,500	84,500

「所得割」に記載される額は
定額減税後の額となります。

①-②-③-④-★(定額減税額)=⑤(100円未満切捨)

⑤+⑥=⑦+1,000円(国税：森林環境税)=年税額